非該当証明書と国家資格

1. はじめに

HPで「行政書士免許のない者が非該当証明書を有料で(業として)発行するのは違法だ」と主張されている「先生」方がいます。まずは御説を拝見しましょう。

法的な権限がないにも関わらず非該当証明書発行依頼を受けている業者が存在しますが、違法 な業者に頼んではいけません。行政書士法に下記の定義がされております。

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他 権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務 を行うことができない。

非該当証明書は、税関や経産省に提出することを前提として作成する書類ですので、行政書士 法第19条により、本人(当該装置を設計・製造した者、日本に輸入した者、これから輸出し ようとする者)以外の者が、依頼により作成することはできません。行政書士以外の者や、行 政書士法人以外の法人(一般社団法人や一般財団法人などを含む)に依頼しないでください。

この「違法説」なんとなく筋が通っているように見えますが、実は「ツッコミどころ満載」 の珍説です。また行政書士全体の立場から見て有害な内容でもあります。そこで今回はその問 題性を解説します。

はじめに主な論点を掲げておきます。

- i 非該当証明書は「税関や経産省に提出することを前提として作成する書類」ではない。 (☞ 2節)
- ii 経産省は非該当証明書の書き手に特段の資格を求めていない。(☞ 3節)
- iii「違法説」の通りなら、行政書士が外部専門家と連携して発行することもできなくなる。(☞ 4節)
- iv 行政書士以外を排除するのは、法の趣旨・目的にも沿わない。(** 5節)

2. 「税関や経産省に提出することを前提として作成する書類」か

2-1 経産省へ提出?

ズバリ、非該当証明書は経産省へ提出する書類ではありません。

経産省に該非判定書が提出されるのは許可申請時(リスト該当品案件)だからです。

2-2 税関へ提出?

税関から非該当証明書を求められることはありますが、説明の資料として<u>「提示」するのであって、「提出」するものではありません。</u>

その主眼は、貨物が規制非該当であることを担当官に納得してもらうことにあります。一言の説明で解決することもあれば、カタログを見せたり、更に SDS]や理化学辞典のコピーを添えることで納得が得られるケースもあります。

Fax での送付も多くの場合受け付けてくれますし、原紙を使って説明する場合も、通関後に返却されることが少なくありません。これでは「提出」には当たりません。

非該当証明書も「納得してもらうための資料」の1つといえるでしょう。あくまでも one of them としての位置づけで。

2-3 では何のための書類か?

一言でいえば「お客さんのため」です。

そもそも<u>税関が非該当証明書の「提示」を求めるのは、通関案件の1割程度</u>(時期や仕向地、輸出者によって変動はあるものの)と言われています。残る大多数の通関案件は即時許可の「区分1」で処理され、その場合、非該当証明書は税関へ「提示」されることすらないまま、輸出者のファイルに眠り続けることになります。

さらには、**国内事業所で消費される(そもそも輸出を想定していない)品目について非該当 証明書が要求されるケース**も少なくありません。これは外為法遵守を強く意識するお客さんに 見られる現象で、中には「購入稟議への非該当証明書添付」をルールとされているケースもあ ります。

3. 経産省が求めているのは何か

もちろんそれは「内容」、つまり<u>「輸出者が責任をもって正確な内容を」ということ</u>です。 「内容」が間違っていれば「輸出者が責任とる」、それだけです。

みなさんご存知の通り、該非確認の鉄則は「メーカーの判断を鵜呑みにせず、自身での再確認が必要。」(経産省説明会資料「安全保障貿易管理について」より)です。判定書を書いたのがメーカーであれ、立派な国家資格の持ち主であれ。書き手が誰かは一義的には意味がないことなのです。

4. 行政書士が外部専門家を活用するのも不可か

もし輸出者本人が(無免許の)外部専門家に依頼するのが不可とすれば、行政書士が依頼するのも当然ダメということになります。はたしてそれでよいのでしょうか?

「街の法律家」である行政書士は多種多様な相談・業務に対して、**とりあえずの窓口**の役割を果たしています。案件の内容は千差万別ですから「餅は餅屋」の言葉通り、別の専門家を紹介することもあれば、自分がその専門家との間に入る形で案件を引き受けることもあるでしょう。

ところが「違法説」では、<u>こと非該当証明書に関しては、その外部専門家が行政書士でない</u> 場合、「紹介」するのも「自分が間に入る」のも不可とおっしゃっているのです。

かといって、行政書士が「自力で該非判定しなくっちゃ」と案件を抱え込んで悪戦苦闘する のも、望ましい形とはいえません。不効率な上に、出来上がった証明書のクオリティの面でも、 不安が生ずるからです。

とすると案外<u>「先生」方の主張、真の鉾先は同業の行政書士だったのか(つまり「自分に案件を回せ」ということ)</u>という気がしてきました。

5. 法の趣旨・目的からの考察

ここまで私たちは非該当証明書が税関・経産省へ提出を前提とする書類でないことを見てきましたから、これが**行政書士法 19条の制限対象外であることには疑問の余地がありません。**

すなわち結論は既に出ているわけですが、ことのついでに、もし第 19 条で非該当証明書の 書き手に制限を加えたらどうなるかを、法の趣旨・目的に照らして考えてみましょう。

法第 1 条は「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資すること」を制定目的として掲げています。第 19 条における取扱者の制限の意義も当然そこから派生するものと考えねばなりません。具体的な意味は次の 2 点により一般市民を守ることにあると思います。

- ① 資質の低い者による取扱いを排除することで粗悪なサービスを防止
- ② 戸籍をはじめとする個人情報取得の乱用防止

5-1 粗悪なサービスの防止について

非該当証明書は、その品目の技術的仕様と法令(貨物等省令)記載の仕様との対比結果を記した文書です。省令に記載されているのはもっぱら技術的記述です。つまり<u>重要なのは理系的</u>能力であり、文系的能力については人並み以上のレベルは要求されません。

5-2 個人情報取得の乱用懸念について

たとえば相続手続などに関連して戸籍情報を、誰でも勝手に閲覧利用できると、悪用・乱用につながります。不慣れな人だと情報漏洩のおそれもありますし、業務の目的外で勝手に取得・利用するような悪い人が出てくるかもしれないからです。

しかし非該当証明書の作成時に利用する情報は、もっぱら輸出者本人から提供される仕様情報です。「勝手に取得して…」という性質のものではありません。また漏洩防止については当事者間で確認しておけばすむことです。行政書士であれば個別に確認をとらなくても守秘義務は成立しますが、せいぜいその程度の違いしかありません。

以上を考え合わせると、<u>行政書士以外の者を排除しても、法の趣旨・目的を実現するために</u> **役に立たない**という結論になるでしょう。

6. 考察を終えて(個人的感想)

以上より「違法説」が箸にも棒にも掛からぬ代物であることはご理解いただけたのではないでしょうか? その上で私の感想を少々述べてみたいと思います。

最も強く感じたのは、提唱者である「先生」方のセコさでした。

まず第1に、行政書士法を盾にとって「同業のみんなのため」を装いつつ、その実、他の行政書士の足を引っ張り自らの利を図るというやり口です。(☞ 4節参照)

その一般財団法人はおそらく CISTEC でしょう。相手が分かっているのなら、直接抗議するとか、訴えを起こすなどで、「違法行為をやめさせる」のが先決ではありませんか? なぜそれをしないのか? 理由は簡単です。

既に考察したように、勝算がおぼつかないからだと思います。しかもそこらの業者と違い CISTEC は手ごわい。訴訟を起こせば最後まで受けて立つでしょう。バックには経産省もついています。

そういう強そうな相手とは勝負せず、一般市民に向けてコソコソと「あいつらは違法業者だからつきあわぬ方がいいですよ」とささやく。御立派としか言いようがありません。

「そういうあなたはどうなのか? なぜ "先生" に直接言わぬのか?」と疑問をお持ちになる方がいるかもしれないので、私の意見を申します。

頭の固い人に道理を言って聞かせるのは疲れるし時間がかかります。また「先生」方の宣伝で誤解に陥った一般市民が既に相当数存在するでありましょうから、まずは正しい情報を発信する方が重要だと考えた次第です。

<u>行政書士のみなさんにおかれては、これからも外部専門家を活用して問題なし、というのが</u> 私の結論です。

<附録>工作機械の場合はなぜアウトなのか

提唱者「先生」はお二方おられますが、その御一人が言われるには

製品のスペック表がない場合や詳しい仕様がわからない場合でも、弊所でスペックを 調査・測定し判定することができます(**繰り返し位置決め精度がわからない工作機械 の非該当証明書は作成できません**)。

工作機械では何が問題なのでしょうか?

- i 位置決め精度の判定は、原則として実機による測定を経産省は要求しています。(輸出令 運用通達)
- ii しかし「先生」は実機での測定ができない。(どこの行政書士だって無理でしょう)よって メーカーの協力が得られない中古品案件だった場合は、お手上げになってしまいます。
- iii もちろん特殊な設備を持った測定業者に頼めばデータは手に入ります。しかし測定業者が 行政書士免許を持っているはずがないので、それをやったら「先生」自身が「違法な業者」 に頼むことになってしまいます。だから「違法論」のもとではお手上げ(アウト)なのです。

ところで工作機械については、他にも面白いことがあります。

ⅳ 「位置決め精度がわらない場合は非該当証明書を作成できない」という寝言

言い換えれば「それがわかれば作成できる」ということですよね? しかしそういう展開での非該当証明書作成はありえません。

なぜなら「位置決め精度がわかる」のはメーカーがデータを提供してくれた場合に限られますが、そのときメーカーは非該当証明書も作成してくれるのですから。つまり「先生」の出番はないのです。

v メーカーの (有料での) 協力は OK なのか?

メーカーが協力してくれる場合も、費用を取られます。(およそ 20 万円と聞いています) この場合、メーカーは「業として」行ったことにならないのでしょうか?

メーカーは「本人」に当たるからいいんだ?(でも「本人」とは当該申請の当事者のことではないかしら?) 測定してもらうだけならいい?(では証明書までつくられたらアウトか)ついでに言えば、行政書士法に「本人」という言葉は出てきません。「本人なら"業として"行って OK」とも書いてありません。(書いてあるのは「行政書士でも行政書士法人でもない者は、その業務を行えない」のみ。) とすれば製造したメーカーといえども、行政書士免許を持たぬかぎり「業として行えない」ということになると思います(たとえ「本人」に含めて扱うとしても「依頼を受けて金を取って行う」のはイカンでしょう)

「違法説」の主が、こういう支離滅裂な言説を唱える人であることは、知っておく価値があると思います。

(2018.10.30)